

＜被災者生活再建支援法 与党・民主党合意の概要＞

	現 行	与党案	民主党案	与党・民主党合意
(1) 対象世帯支給限度額	<p>用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給</p> <p>全 壊 最大 300万円</p> <p>生活関係経費 最大 100万円</p> <p>居住関係経費 最大 200万円</p> <hr/> <p>大規模半壊 最大 100万円</p> <p>居住関係経費 最大 100万円</p> <hr/> <p>半 壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>	<p>住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給</p> <p>以下の①と②の合計額（定額）</p> <p>① 全 壊 100万円 ※敷地被害により住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊は50万円）</p> <p>+</p> <p>② 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円</p> <p>〔例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計300万円（定額）〕</p> <hr/> <p>半 壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>	<p>用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給（と考えられる）</p> <p>全 壊 最大 500万円</p> <hr/> <p>大規模半壊 最大 200万円</p> <hr/> <p>半 壊（大規模半壊以外） 最大 100万円</p>	<p>住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給</p> <p>以下の①と②の合計額（定額）</p> <p>① 全 壊 100万円 ※敷地被害により住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊は50万円）</p> <p>+</p> <p>② 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円</p> <p>〔例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計300万円（定額）〕</p> <hr/> <p>半 壊（大規模半壊以外） 支給なし</p>
(2) 対象経費	<p>○家財購入費、引越し代</p> <p>○解体撤去費、整地費、ローン利子等</p>	<p>（用途の限定なし）</p>	<p>○現行の対象経費に、住宅の建築費、購入費又は補修費を加える。</p>	<p>（用途の限定なし）</p>
(3) 支給要件	<p>年収：500万円以下 （世帯主が45歳以上の世帯については、700万円以下。世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯については、800万円以下。）</p>	<p>年収：800万円以下 （年齢要件の撤廃）</p>	<p>年収：800万円以下 （年齢要件の撤廃）</p>	<p>年齢・年収要件撤廃</p>
(4) 国の補助	<p>国の補助割合：2分の1</p>	<p>国の補助割合：2分の1</p>	<p>国の補助割合：3分の2</p>	<p>国の補助割合：2分の1</p>
(5) 適用等		<p>遡及適用なし ※復興基金による同等措置</p>	<p>平成19年1月1日以後の自然災害に遡及適用</p>	<p>特定4災害（※）について、改正法公布後に申請する被災者については、改正後の制度での申請をすることができる。</p> <p>（※）平成19年能登半島地震 平成19年新潟県中越沖地震 平成19年台風第11号及び前線による災害 平成19年台風第12号による災害</p>